県土整備農林水産委員会会議録

Ⅰ　日　　時　令和８年９月４日（金）

午前９時58分開会

午後０時20分閉会

Ⅱ　場　　所　第２委員会室

Ⅲ　出席委員

委員長	庄司　昌弘
副委員長	光澤　智樹
委員	大井　陽司
〃	安達　孝彦
〃	岡﨑　信也
〃	奥野　詠子
〃	武田　慎一
〃	宮本　光明

Ⅳ　出席説明者

農林水産部

農林水産部長	津田　康志
農林水産部次長	荻浦明希子
農林水産部次長	桶谷　祐二
農林水産部次長	松井　伸彦
農林水産部参事	吉島　利則
参事・農林水産企画課長	池田　佳美
参事・市場戦略推進課長	伴　　義人
参事・農業技術課長	山崎　一浩
参事・農村整備課長	國分　義幸
農産食品課長	林　　保則
農業経営課長	米澤浩太郎

農村振興課長　　加藤　真一
水産漁港課長　　堺　広光
農林水産企画課課長（企画担当）
　　斉藤祐三子
農業技術課課長（研究普及・スマート農業振興担当）
　　片山　雅雄

土木部
土木部長　　川上　孝裕
理事・土木部次長　　大西　哲憲
土木部次長　　山中　久生
参事・建設技術企画課長
　　根上　幹雄
参事・河川課長　　若林　修
参事・砂防課長　　松本　直樹
参事・港湾課長　　竹島　靖
管理課長　　吉尾　望
道路課長　　澤　徹
都市計画課長　　高野　卓弥
建築住宅課長　　吉野　博行
営繕課長　　中島　道長
都市計画課課長（下水道担当）
　　椙本　敏規

企業局
企業局長　　牧野　裕亮
企業局次長・経営管理課長
　　荒木美智子
企業局次長・水道課長
　　石井　雅
電気事業室長　　森田　智之
電気事業室発電施設課長

板倉　治行

電気事業室新エネルギー開発課長

佐々　佳則

水道課課長（機能維持推進担当）

澤田　　博

Ⅴ　会議に付した事件

1　閉会中継続審査事件について

2　陳情の審査

3　その他

Ⅵ　議事の経過概要

1　閉会中継続審査事件について

（1）　説明事項

津田農林水産部長

・９月定例会付議予定案件について

林農産食品課長

・９月定例会付議予定案件について

國分農村整備課長

・９月定例会付議予定案件について

川上土木部長

・９月定例会付議予定案件について

澤道路課長

・９月定例会付議予定案件について

竹島港湾課長

・９月定例会付議予定案件について

牧野企業局長

・９月定例会付議予定案件について

（2）　質疑・応答

庄司委員長　以上が９月定例会付議予定案件の説明です。

この内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において、計

数等に特に御不審の点がありましたら、御発言願います。
――ないようでありますので、以上で９月定例会付議予定案件の説明を終わります。

（3）　報告事項

林農産食品課長

・令和８年度サンドボックス予算の執行状況について

斉藤農林水産企画課課長

・「富山県農業・農村振興計画」の策定について

國分農村整備課長

・農業農村連携応援体制（ADST）の運用開始について

竹島港湾課長

・特定利用港湾に関する国からの説明について

資料配付のみ

農林水産企画課

・８月27日からの大雨による農林水産関係の被害状況について

建設技術企画課

・８月27日の大雨に伴う公共土木施設の被害状況等について

・「ケンセツジョブフェス２０２６」の開催について

（4）　質疑・応答

大井委員

・大雨により被災した住宅の再建について

・海岸漂着物の迅速な処理について

・発電施設への影響について

安達委員

・令和８年８月豪雨における被害状況と今後の復旧対応について

・土砂災害警戒区域等の指定及び砂防関係施設の整備状況について

・豪雨災害を踏まえた土砂災害対策及び河川整備計画の見直しについて
・全農とやまによる米の概算金提示に対する県の受け止めについて

岡﨑委員

・豪雨災害について
・物価高騰下における農業生産の強化について

奥野委員

・建設業の担い手確保と人材育成について

武田委員

・８月27日からの大雨を受けた今後の対応について
・今年のコメの収量や品質について

光澤委員

・８月27日からの大雨による農作物被害への対応について
・国営かんがい排水事業「氷見地区」の推進について

庄司委員長　それでは、ただいまの報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

大井委員　まずもって先日起きました大雨におきまして、被災された方におきましては、心よりお見舞い申し上げます。

そこで、私は先日の大雨の関係により３問質問させていただきたいと思います。

まずは、大雨により被災された住宅の再建についてお伺いいたします。

今回の大雨で住まいに被害を受けられた方が一日も早く元の暮らしを取り戻すために、住宅の早期再建が何よりも不可欠であると考えております。まずもって住まいの確保が必要だなと思っていまして、令和６年の能登半島地震の

ときも、液状化で被害を受けられた地域だとか、人々に対しまして、県営住宅の無償の提供といいますか、使ってもらって非常に喜ばれたことがございます。

そこでまず、仮設住宅としての活用が想定される県営住宅について、賃貸型応急住宅の一時提供について、現在の申請状況と入居状況がどうなっているか、吉野建築住宅課長にお伺いします。

吉野建築住宅課課長　私からは大雨により被災した住宅の再建についてお答えさせていただきます。

今回の大雨により、住まいの確保が必要な被災者に向けまして、県として県営住宅の一時提供及び賃貸型応急住宅の供与を行っております。

入居までには、被災者による住宅の選定や、申請に必要な罹災証明の発行に一定の時間がかかることから、昨日の夕方時点では、県営住宅については申請及び入居ともまだございません。賃貸型の応急住宅につきましても、同様にまだないと聞いているところでございます。

なお、氷見市によりますと、入居に関する問合せが複数寄せられているとのことですので、今後、これらの制度の利用者が出てくるものと考えております。

大井委員　住宅の応急修理について申し上げます。

この制度は申請の前に自腹で修理をしてしまうと支援の対象外となってしまう場合があります。実際に罹災証明を持たずに業者へ頼んでしまったケースが出てくるのではないかと危惧しております。せっかくの制度が使えない事態を防ぐためにも、市と連携した丁寧な周知が必要と考えますが、吉野課長、よろしくお願いいたします。

吉野建築住宅課課長　住宅の応急修理制度につきましては、先日の災害対策本部員会議で公表いたしました被災者支援パッケージに盛り込まれておりまして、既に県のＬＩＮＥ

などや市のホームページ、ＳＮＳで周知が進められています。

なお、委員御指摘の点につきましては、制度を所管しております危機管理局に確認しましたところ、原則応急修理は自治体が業者に依頼し、費用は自治体が直接業者に支払いを行う制度でございますが、既に修理に取りかかっている場合においても、施工者への支払いを行っていない場合には、制度の対象とする柔軟な対応が可能であり、県のホームページにおいてもその旨周知を行っているところでございます。

大井委員　前向きな答弁、ありがとうございます。

それでは次に移りたいと思います。

海岸漂着物についてです。

今回のような大雨の後では、河川からヨシ、アシ、流木などが海岸に大量に打ち上げられます。その量は地元の町内会やボランティアの手ではとても対応できる量ではありません。人の手を前提とした対応は、もはや限界であると思っています。

今年度から金谷前土木部長が事務局長を務める海岸ボランティアグループが立ち上がりまして、私も一緒に参加しておりますが、やはり大雨、そして台風のときには物すごく流木、ヨシ、アシ、ごみが散逸しております。

そこで、出水後の漂着物について、回収機械や運搬車両を速やかに手配する体制や、仮置場と処分先をあらかじめ確保していく仕組みを整えるべきと考えますが、県の対応について若林河川課長にお伺いいたします。

若林河川課長　海岸漂着物の回収処理につきましては、富山県海岸漂着物対策推進地域計画に基づきまして、県と市町等が役割分担し、人力で回収が困難な漂着物等につきましては、海岸管理者、県が漂着状況に応じまして、回収を実

施しております。

御紹介のありました直近の例でございますと、先月の11日からの台風15号におきまして、富山市の海岸に大量のヨシ、アシ、流木が漂着したところ、県のほうが回収機械等により対応いたしております。これまで県が行います回収処理につきましては、民間事業者への委託により実施しておりますが、業者からの見積りなどの手続に時間を要する場合もございます。出水後の漂着物を速やかに回収が可能となりますよう、御質問のございました回収機械の速やかな手配ですとか、仮置場などをあらかじめ決めておく仕組みにつきまして、海岸を所管する土木センター、港事務所等と共に検討してまいります。

大井委員　海岸漂着物ですけれども、一度海水につかってしまうと、その後、業者さんが回収して焼却所に持っていくのですけれども、塩があるとダイオキシンが出たりとか、焼却炉が傷むとかあって、仮置場で一度塩を流したりという作業が必要であり、仮置場がどうしても必要になってきますので、その辺もしっかりと盛り込んでいただきますように、併せてよろしくお願いします。

それと、地元では、未来につなぐ富山海岸に関する提言書を受けまして、所有者不明の小型ボートや鉄製の矢板の早期回収、そして活動の日時、場所を事前にお知らせする海岸清掃カレンダーの策定を求めております。この提言書につきましては、富山市の海岸沿い12の町内会から全て賛同を得ておりますが、まさに地元の総意でございます。

今後の対応方針についてお伺いしたいと思います。

若林河川課長　海岸に放置されました所有者不明の小型ボートにつきましては、県ではスモールボート放置対策基本方針に基づきまして、定期的に撤去依頼の注意貼り紙を貼り付けるなどを行っております。

長期間使用されずに明らかに廃棄物と認められるものにつきまして、撤去、処分を進めておりますが、一方そうでないものの撤去につきましては、現在検討しておりまして、引き続き検討を進めてまいります。

次に、海岸に放置されました鉄製の矢板につきましては、恐らくボートの陸揚げに使用されていたものと思っておりますが、現地を確認しましたところ、腐食が著しく、また安全上も危険であるため、今後、現地から撤去することとしております。今後とも定期的なパトロールを通じて海岸の適切な維持管理に努めてまいります。

それから最後に、海岸清掃カレンダーに関しまして、県の生活環境文化部のホームページ「とやま海ごみボランティア部」におきまして、企業や団体等の活動予定を掲載しており、活用していただければと思っております。県としましても、引き続き皆さんの活動の周知に協力してまいります。

大井委員　最後になります。企業局への発電設備への影響についてお伺いいたします。

まず、水力発電設備についてであります。

今回の大雨で取水口への流木や、土砂の流入により、取水や発電を停止した設備はあったのか、また設備の被害があったのかお聞かせいただきたいと思います。併せて、除じん設備の更新、そして、ダムの取水口のしゅんせつ対応について、今後の方針を、板倉発電施設課長にお伺いいたします。

板倉発電施設課長　企業局では、神通川など４つの水系に16の水力発電所と小水力の４発電所を合わせ、20の水力発電所を所管しておりますが、今回の大雨では、水力発電所の取水口への流木や土砂流入による取水、発電の停止や、設備被害はありませんでした。

なお、委員の御質問にもあります取水口のごみを取り除く除じん設備の更新については、点検などにより設備状態を把握し、おおむね法定耐用年数の1.5倍を目安に設備を更新する計画としております。

また、ダムに堆積する土砂対策については、定期的な測量により状況を把握し、毎年しゅんせつを実施することでダム機能の維持に取り組んでおります。

大井委員　よかったです。

また、太陽光発電設備についてであります。

太陽光パネルは、水没した場合でも光が当たれば発電を続けるため、感電の危険があります。また、破損すれば有害物質の流出も懸念されます。企業局が所管する太陽光施設設備について、今回の被害状況はどうであったのか、板倉発電施設課長にお伺いしたいと思います。

板倉発電施設課長　企業局が所管する２か所の太陽光発電所においては、今回の大雨による被害はありませんでした。太陽光発電設備については、水没時等に感電の危険がないように、電気を自動的に遮断する保安装置を備えているほか、遠隔制御でも遮断できる仕組みになっております。また、パネル本体については、通常の産業廃棄物――具体的には金属くず等の混合物として処理できる安全な仕様のものを採用しております。

近年、線状降水帯による大雨災害が多く発生しており、今後とも災害に備えた施設の点検、整備に努め、再生可能エネルギーの安定供給を図ってまいりたいと考えております。

大井委員　水力や太陽光は、県民の大切な財産でございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

安達委員　今ほど大井委員のほうからも質問がありましたけれども、私からも今般の豪雨災害について質問させていた

だきたいと思います。

初めに、被害に遭われた皆様には、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

８月27日の未明から、本当に経験したことがないような大雨で、南砺市のほうは氷見市に比べたら僅かしか降らなかったわけでありますけれども、私も生まれてから、これだけ雷が鳴っているのは初めてというか、こんなのは経験したことがないような雷でありました。氷見市でも1,000年に１度とも言われる大変大量の雨が降ったわけでありますけれども、今週、光澤委員に御同行いただいて、自民党の政調会でも氷見市の被害現場を視察させていただいたわけでありますけれども、能登半島地震のときよりも広範囲に被害が広がっておりまして、本当にこの被害の甚大さがよく分かったわけであります。

先ほど配られましたそれぞれの資料におきましても、現在、分かっている被害状況の説明があったところであり、今回の豪雨災害により、大変な被害が発生したわけでありますけれども、現時点における被害状況を改めてどのように把握しているのか、教えていただきたいと思っておりますし、また、今後の復旧に向けた対応についてもお伺いしたいと思います。それぞれ土木部は、根上建設技術企画課長、農林水産部は池田農林水産企画課長にお伺いしたいと思います。

根上建設技術企画課長　８月27日からの豪雨では、氷見市を中心に県管理河川で12か所の越水、あるいは、斜面崩壊により34か所の土砂災害が発生し、家屋20軒の被害があったところです。また、あと県管理道路では、損壊や土砂流入、倒木などにより最大33路線、48か所で通行止めを行ったところでございます。現在のところ、これらによる人的被害はありません。

県が管理する公共土木施設の被害状況については、現在も把握を進めているところではありますが、９月３日時点で、道路、河川、砂防の施設で38か所の被害を確認しているところでございます。今回の具体の箇所につきましては、土木部資料の12ページ、13ページのほうにございます。

この中には、能登半島地震の被害を受けた県管理施設で、復旧工事がまだ完了していない氷見市の上庄川の３か所も含まれております。被害を確認した箇所については、応急対策の準備を進めております。また、９月３日時点で通行止めとなっている８路線13か所につきましては、流入した土砂の撤去などを行い、早期の通行止め解除を目指しております。

県の公共土木施設の被害箇所については、本格復旧に向け、国の災害査定を受けるための準備も並行して進めておりまして、災害査定を受けた後、順次災害復旧工事を発注し、早期の復旧を行う予定としております。市町村の被災箇所についても、来週９月７日から１か月程度、土木職員３名を氷見市役所に派遣しまして、氷見市所管の公共土木施設等の被害状況調査をすることとしております。市とも連携しながら早期の復旧復興に向け、全力で取り組んでまいります。

池田農林水産企画課長　私からは農林水産関係の被害状況についてお答えいたします。

農林水産部資料９ページのほうにございますが、昨日の13時時点の農業被害は、水稲の冠水が513ヘクタール、同じく倒伏が487ヘクタールなど、氷見市を中心に県内全域で農作物の甚大な被害が報告されております。

今回の豪雨災害は、水稲の本格的な収穫直前に起こったため、県では８月28日と31日に冠水した水稲の収穫時の注意点などを取りまとめた技術情報を発出したほか、大雨災

害に伴う農林、漁業者向けの融資制度の案内や、技術対策などに関する相談窓口を設置いたしました。

また、氷見市庁舎に開設した高岡農林振興センターのサテライトデスクにおいて、当面の間、普及指導員等が常駐して、技術相談に対応することとしております。

これらの取組につきましては、被災者支援パッケージとして、県ホームページ等で周知したところでございます。また、土地改良関係では、農地ののり面崩壊、水路溝畔崩れ、道路路肩崩れ、ため池ののり面崩れなど、計66箇所での被害を、森林、林業関係では、山腹崩壊、林道の路肩欠損など、計110箇所での被害を確認しております。

これまで県職員、関係団体職員を合わせ、延べ100名以上の職員が被災状況の調査や応急対応など、プッシュ型の支援を行っておりますが、土地改良関係では、今後、先ほどの報告事項にもございましたが、富山県農業農村連携応援体制「ＡＤＳＴ」の枠組みで、市町村及び県内土地改良区等と共に支援を行うこととしております。

今後調査が進めば、新たな被害が判明することも想定され、被害状況の全容の把握には、まだしばらく時間を要するものと思われますが、引き続き、国、市町村や関係団体と十分に連携し、早期の全容把握、復旧復興に向けて着実に対応するほか、国に対しまして支援措置を要望するとともに、必要な予算措置についても検討してまいりたいと考えております。

安達委員　ただいま根上課長からも全力で取り組んでいきたいという答弁ありましたけれども、両部におかれましては早期の復旧に向けて、大変かと思いますけれども、御尽力いただきたいと思っております。

現場を見せていただいたときに、山肌が崩れて、先ほど土砂災害によって家屋20軒が被害を受けたという話もあり

ましたけれども、何軒も、土砂崩れ、山腹崩壊によって、家の１階部分が押し流されてと言いますか、押し潰されて、２階部分だけ残っているのですけれども、１階部分が完全にぺちゃんこになっているお宅を何軒か拝見させていただきました。これでよく亡くなった方がいなかったなと思うぐらい大変な被害でありました。本当に不幸中の幸いだったなと思っておりますけれども、そうした土砂災害警戒区域、また、特別警戒区域というのが指定されているかと思いますけれども、ハード対策の整備状況は現状どのようになっているのか、どこまで進んでいるのか、また、今後の整備促進に向けた考え方について、松本砂防課長にお伺いしたいと思います。

松本砂防課長　県におきましては、土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒、避難体制の整備、開発行為の制限等を目的としまして、土砂災害警戒区域等を指定している状況でございます。

これまで県全体で土砂災害警戒区域を4,886区域指定しており、そのうち特別警戒区域は3,648区域となっております。また、土砂災害警戒区域のうち、保全人家５戸以上の区域でありますとか、要配慮者利用施設等を含む区域につきましては、重要整備区域としまして、優先的に整備を進めている状況でございまして、その整備状況につきましては、1,622区域中774区域でございます。

県では引き続きこの重要整備区域について、近年土砂災害が発生した箇所や人家が多い箇所、避難場所がある箇所などを考慮しまして、整備を進めていく方針でございます。

一方、本県の砂防関係施設の整備率でございますが47.7％、まだまだ低く、ハード対策だけでは県民の生命や財産を守るには限界がございます。このため、市町村を支

援して、住民の皆様にハザードマップを配布するなど、また非常時に備えましては、ホームページなどで土砂災害の危険度の情報を提供するなど、ソフト対策も併せて取り組んでいるところでございます。

今後とも県民の皆さんが安心して暮らせるよう、ハード、ソフトの両面から土砂災害対策を推進してまいりたいと考えております。

安達委員　まだまだ半分に満たない整備率ということでありますので、しっかりと予算を確保しつつ、整備促進に向けて御尽力いただきたいと思っております。

次に、災害が大変激甚化、そして頻発化しています。これまで想定していなかったような雨が起こると。昨年も、ちょうど我々委員会で視察していたときに、富山県内が大雨に見舞われまして、砺波地方では過去最多の200ミリを超える雨量ということでありましたし、今年の氷見市は、累計で500ミリを超える雨が降っているということであります。

本当に想定できなかった量が降ってきていますけれども、多分この先は、今年や最近が異常ではなく、もっと災害が激甚化していくのではないかと。気候変動によりまして、激しくなっていくことを考えるときに、この土砂災害、今ほどありました警戒区域等の指定とか、また基準の見直しですとか、そういったものも考えていかなければいけないのではないかなと考えているのですけれども、どのように考えておられるのか、松本課長にお伺いしたいと思います。

松本砂防課長　近年、大雨によりまして、土砂災害警戒区域外におきましても土砂災害が発生している状況でございます。県におきましては、改めて土砂災害警戒区域等を指定する取組を進めております。内容としましては、従来よりも高精度な地形図を用いまして、これまでに把握できなか

った土砂災害のおそれのある箇所を新たに1,869か所抽出したところでございます。

これによりまして、土砂災害の警戒区域内の発生率でございますが、85％から96％に向上する見込みでございます。新たに抽出しました土砂災害のおそれのある箇所につきましては、今後、砂防基礎調査といった現地調査など、詳細な調査を実施し、順次土砂災害警戒区域等の指定を進めていきますが、指定には時間がかかると見込んでおります。

そのため、区域指定前ではございますが、新たに判明しました土砂災害のリスクを周知するため、令和８年３月19日に新たに抽出しました土砂災害のおそれのある箇所1,869か所につきまして、ホームページ等で公表しているところでございます。

県としましては、県民の皆様が安全・安心に暮らせるよう、新たな土砂災害警戒区域等の早期指定に努めてまいりたいと考えております。

安達委員　しっかり対応していただいているようでありまして、ありがとうございます。

河川についても同じことが言えると思っております。若林河川課長に河川整備基本方針、また河川整備計画の策定とか、基準の見直し等も必要なのかなと思っておりますけれども、今後どのように取り組むのかお伺いしたいと思います。

若林河川課長　河川の整備に当たりましては、長期的な河川整備の方針を定めた河川整備基本方針に沿って、おおむね20年から30年間に実施します具体的な河川整備に関する事項を盛り込みました河川整備計画を策定し、改修事業を実施しております。

現在、氷見市内の河川におきましては、泉川と上庄川におきまして河川整備計画を策定済みでございまして、令和

２年に基本方針を作成いたしました仏生寺川では、現在、河川整備計画策定に向けました調査や検討を進めているところでございます。

河川整備計画の見直しにつきましては、これまで氾濫等による住宅等への浸水被害があった河川などにおきまして、適宜計画を検証した上で、見直しなどを行ってきております。今回の大雨では、氷見市で観測史上最大となる降雨量を記録しまして、氷見市内の県が管理いたします９河川において氾濫が発生しております。今後、県ではこれらの９河川を中心に、浸水状況の調査を検討しておりまして、その調査結果を踏まえて、必要に応じて河川整備計画の策定ですとか、整備区間の見直しについて検討してまいります。

ただ一方で、例えば現在の上庄川の改修計画における想定雨量につきましては、24時間219ミリであるところですが、これに対しまして、今回の大雨におきましては、氷見の気象台の観測所になりますが、24時間362ミリと想定を大きく超える規模であったことも考慮する必要があると考えておりまして、今後の検討におきまして、課題であると考えております。

安達委員　今、課長おっしゃったとおりで、今回の想定を超える大雨は、なかなかそんなに毎年あるようなことではないと思うのですけれども、今まで100年に１度、200年に１度と言われていたのが、もう数年に１度起こっている。50年に１度ぐらいの大雨だと、もう毎年のように、どこかしらで起こっていると思っています。

氷見市だけでなく、富山県内全体として、もう少し基準を上げていって、しっかりと河川整備をしていかないと、結局また10年、20年したら想定を超えてしまった、氾濫してしまったということになる可能性が、今後頻発してくるのではないかなと懸念しておりますので、しっかりと取り

組んでいただきたいと思っております。

それでは最後に、話題は変わりますけれども、米のことについて質問したいと思います。

昨年は、米の価格が大変高騰しまして、大きな話題、問題となりましたけれども、今年はこの価格高騰が影響してなのか、民間の在庫が大変多くなっており、米の価格の下落が懸念をされていたところであります。

そうした中、先般８月19日に、全農とやまが令和８年県産米の概算金を発表したところであります。御案内のとおり、コシヒカリは60キロ当たり、前年より6,000円安い２万円、富富富も前年より6,000円安い２万800円となりました。

予想どおり大きな下落となったわけでありますけれども、全国を見渡しますと、食用米、食用のうるち米で２万円以上となっているのは、新潟県の魚沼産コシヒカリと富山県のコシヒカリのみでありまして、それ以外は全て２万円を割り込んでいると。特に新潟等ではコシヒカリが前年度よりもマイナス１万1,500円、福井県では前年比マイナス１万2,000円の１万7,000円、石川県のコシヒカリも前年比7,700円マイナスの１万7,500円ということであります。富山県は、他県に比べると大変高い価格だなと思うわけでありますけれども、この価格について、県としてどのような認識を持っていらっしゃるのか。受け止めについて、伴市場戦略推進課長にお伺いしたいと思います。

伴市場戦略推進課長　委員が今御紹介のとおり、先月、全農富山県本部が、本年産の概算金の発表を行いました。御指摘のとおり、昨年から２割強の減ということでございますけれども、全国的には高い水準ということで、実際、全農富山県本部の設定の考え方を御紹介させていただきますと、資材費だとか、人件費などの生産コストの上昇、そして需

給動向、それと、消費動向、そういったもの全てを鑑みて、設定されたということでございまして、合理的な価格形成を図る食料システム法の趣旨も踏まえたものだと伺っているところでございます。

今回の概算金の受け止めでございますが、生産者にとって営農継続可能な額と受け止めております。また、消費者――購入される側の話ですけれども、消費者の購入価格、あるいは昨年度11月補正で原料米価格高騰に対する支援を行った酒蔵さん等の食品メーカーへの卸価格についても、今後、需給状況を注視していく必要はございますけれども、購入者側の理解を得られる価格になるのではないかと受けております。

県としても、県産米の需要と消費の拡大が、やはり重要になってくると考えておりますので、関係団体と連携して、消費者に食べてもらう、知ってもらう取組を引き続き実施してまいりたいと考えております。

安達委員　生産者の方も納得できるようなぎりぎりの価格になったのかなと思っておりますけれども、一方で、例を挙げれば、新潟県のコシヒカリよりも富山県のコシヒカリのほうが高い、大分高い値段になっていますので、圧倒的に知名度から言うと新潟県のほうが高い中で、そうした高い金額を出されたということで、本当に売れるのかという心配もあるわけでありますので、県としては、今ほどもおっしゃいました関係機関とも連携を取って、消費の拡大に努めていただいて、何といっても農業者の皆さんが、再生産可能な、持続可能な農業をやっていただくということが大事だと思っておりますので、今後とも取組を進めていただきますようお願いをして、これで質問を終わらせていただきたいと思います。

岡﨑委員　私のほうから、豪雨災害等、今ほど安達委員から

もありましたが、物価高騰下における農業の在り方について、質疑をさせていただきたいと思います。

呉西を中心に、特に氷見市のほうで、観測史上最高という300ミリ以上の降水を記録したということで、大変な被害が起こりました。本当に私のほうからも、被災された皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

これからいろいろなハード的な復旧作業は始まっていくと思うのですが、未然に防ぐということも、私は大事だと思っておりまして、そういう観点から、道路冠水等について、質疑をさせていただきたいと思います。

まずは、この大雨によって、氷見市を中心に被害が発生しているわけですけれども、例えば、県道のアンダーパスで車が立ち往生して、放置されるような危険な状態が、よく報道されていたのですが、そうならないために、どうすればいいのかということを少しお聞きしたいわけです。とりわけ、海抜以下にある道路、こういったところは非常に被害が大きい、その中でも一番顕著なのはやはりアンダーパスだと思いますが、アンダーパスについて、冠水した箇所ですとか、場所、冠水の状況、あるいは冠水に至った経緯について、澤道路課長にお聞きしたいと思います。

澤道路課長　８月27日からの豪雨時では、県が管理するアンダーパス24か所のうち、冠水した箇所は３箇所でございました。具体的に、富山市では富山八尾線の井田新地下道、魚津市では福平経田線の寿町地下道、そして射水市では高岡青井谷線の青井谷地下道でございます。

参考ですけれども、市町村が管理するアンダーパスは全部で22箇所冠水が発生しておりました。内訳は、高岡市で７箇所、射水市で７箇所、氷見市で８箇所でございました。

県では、８月上旬の大雨、あるいは８月お盆前の千葉豪雨を踏まえた国からの情報提供などを考慮しまして、その

後の大雨に備えるために、アンダーパスの排水ポンプの点検でありますとか、側溝の清掃などを行っておりました。こうしたこともあって３箇所程度に収まったのかなと考えておるところでございます。この３箇所はいずれも、雨水や近くの水路からあふれた水が短時間のうちに大量に流入したため、冠水に至っております。

なお、幸いにも車両の水没といった物的、人的被害は発生しておりません。原因ですけれども、線状降水帯が発生しまして、局所的な集中豪雨となり、雨水や近くの水路からあふれた水が大量に地下道に流入し、地下道の排水能力を上回ったことが大きな原因かなと考えているところでございます。加えて、流れてきたごみ、こうしたものが側溝に詰まったりしまして、排水能力が低下したことなども考えられるかなと思っているところでございます。

岡﨑委員　人的被害がなかったということで、それは不幸中の幸いだったと思います。

今、澤課長が最後のほうで言われたのですが、少し強制排水装置の処理能力がじんかいによって落ちた可能性もあるとおっしゃられたわけでございますが、県のアンダーパスで冠水した３箇所のうち、その排水ポンプがついているところはございますか。

澤道路課長　３箇所のうち、排水ポンプが整備されておりますのは、井田新地下道、それと寿町地下道でございます。

岡﨑委員　その２箇所について、豪雨のために排水が追いつかなかったということだと思いますが、このじんかい処理などについては、これはもちろん雨が降っている最中はできないので、どのように処理されるのか、少しお聞きしておきたいと思います。

澤道路課長　実際に冠水になった状況につきまして、今回の大雨では、ポンプは稼働し続けておりました。雨が小康状

態になり、ポンプの稼働により徐々に水位が引いていったというところでございます。その後、もしごみ等の不具合があれば、その後に委託などをして清掃等に至るということになります。

岡﨑委員　正常に運転していたと思います。

維持管理については、水が引いた後とか、あるいは平常時にそういう点検に努めて保守をやられるというようにお聞きしたと思っています。

それで、装置自身はもうしっかり動いていて正常だったということでありますが、私も豪雨被害の後、少しいろいろと見ていたのですが、アンダーパスのところは交通渋滞が発生するところも結構多くて、入ってしまったら、もう逃げられないという状況にも陥ると思います。そうした意味で、アンダーパス内の車両の立ち往生を防止するために、今回講じられた対策とか、あるいは通行を再開するまでに、どのように判断をされて通行を開始されたのかという時間的なことなどを少しお聞かせください。

澤道路課長　まず対策についてでございます。

今回冠水しましたアンダーパスには、冠水を検知するセンサーを設けております。各土木センター等では、冠水情報を把握しまして、速やかにアンダーパスへの入り口にバリケード等を設置しまして、通行規制や迂回路への誘導を行っております。

このうち井田新地下道では、冠水時に車両の進入を防ぐエア遮断機――空気で自動に膨らむ装置でございますけれども、これを設置しておりました。今回も冠水検知後には速やかにこの遮断機が稼働して、道路を封鎖しておるということでございます。

通行止めをした際の状況でございますけれども、規制を行ってから通行を再開するまでに要した時間について、井

田新地下道では約１時間30分、寿町地下道では約30分、そして青井谷地下道では約27時間50分を要しておりました。

先に井田新地下道と寿町地下道のお話をしますと、これは先ほど申したようにポンプが稼働しまして、自動的に水位が下がって、その後、土木センターで確認した後に、通行を再開するということでございまして、一方、青井谷地下道では、特に時間を要したのですけれども、これは翌日引き続き降雨が続くという予報があったものですから、これを考慮しまして、予防的に通行規制を継続した判断によるものでございます。

岡﨑委員　やはり強制排水装置がついているアンダーパスは、比較的、速やかに再開できる、予防的とはいえ、一定の排水能力がありますから、そういう判断にもつながるかなと思います。

ハード的な整備も、財源には限りがありますし、道路は非常にお金がかかって、整備が大変だということも聞いておりますので、そこは判断だと思いますけれども、もうこれだけ考えられないような災害が起こっておりますので、安全に資する範囲で、整備を強化していく必要があるのではないかなと思いますが、今回の被害原因を踏まえて、今後、どのような対策を取るのか、最後にお聞かせください。

澤道路課長　これまで県では冠水対策としまして、まずハード対策では、老朽化したポンプの更新を行っております。また、更新に合わせまして、必要に応じて排水能力の高いポンプに入れ替えたりすることもしております。ソフト対策でありますけれども、交通量でありますとか、これまでの冠水状況を踏まえまして、ドライバーが冠水状況を視認できる路面表示といったものを地下道の路面に表示したり、あるいはドライバーに注意喚起をするための電光掲示板を地下道の坑口のほうに設けたりしております。

さらには、冠水した場合に車両の侵入を防ぐため、先ほど申し上げましたエアー遮断機の整備を進めてきておるところでございます。加えて、アンダーパスで冠水を感知しますと、土木センター等に自動通報される道路冠水情報システムを平成14年に導入しまして運用しております。冠水が発生した際には、通知が来まして、速やかに現地において車両が侵入しないようにバリケードを設置する応急対策、緊急対応を行っているというところでございます。

今後の対策ですけれども、まずは現状の排水能力をしっかり維持するというために、排水設備の点検でありますとか、維持管理に努めてまいりたいと考えております。また、今回を含めた近年の冠水状況でありますとか、既設施設の老朽化状況、こうしたものを総合的に勘案しまして、排水ポンプや排水設備の機能向上についても検討すると。さらには、冠水時に車両の水没被害が発生しないよう、エアー遮断機の設置箇所の追加といったことについても検討していきたいと考えております。

一方で、国においては８月の千葉豪雨を踏まえて、車両侵入防止対策の強化でありますとか、排水機能及び監視機能等の確保などに取り組んでいくとされております。さらには、車両侵入防止対策等についてのガイドラインを策定する予定ということもおっしゃっておられます。

ただ県としましては、国のこうしたガイドライン策定等の動向を注視しながらも、できる対策についてはそれを待たずに行いまして、引き続きアンダーパスの安全な交通の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

岡﨑委員　今ほどおっしゃったことは非常に力強く感じるわけですけれども、やはりエアー遮断機なんかは一番効果的ではないかなと。少しハード的な整備になりますけれども、水が引きにくいようなところに設置が広がってくれれば、

まず入らないということになるのではないかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、若林河川課長に１点だけお伺いしたいのですが、今の関連で、澤道路課長もおっしゃられたのですけれども、河川からの氾濫で、道路冠水が起こる、あるいは河川水位が上がることによって、小規模な用水等が逆流をして冠水が起こることも想定されるし、原因となっていると思うのですけれども、そうした河川水位情報と道路管理者との連携については、どのようになっているのか少しお聞かせいただけますか。

若林河川課長　県が管理します河川の水位及び監視カメラの画像につきましては、現在、県のホームページで公開しておりまして、そのデータはそれぞれの管轄の土木センター、土木事務所、それから一般の方も見られるような形になっているところでございます。

ただ、道路との連携という観点については、そこまでのことはしていない状況でございます。

岡﨑委員　道路冠水も軽いものならいいのですけれども、もう車から出られなくなるくらいの冠水も発生しておりますので、そうしたことについては、また連携を強化いただきたいということにしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、米価の話にもあったわけですけれども、本当に中東情勢によって、米の生産に関わる堆肥にしても、除草剤、あるいは防虫剤にしても、値上がりが激しいわけです。そういう中で、重ねて円安の進行もあります。そうした生産資材価格が高騰して、農業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。農業を持続可能なものとしていくためには、農業者の所得を確保し、経営を安定化させなくてはいけないわけで、生産コストの低減を重視した農業を推進

していく必要があるのではないかと考えますが、山崎農業技術課長にお聞きしたいと思います。

山崎農業技術課長　今年７月時点の生産資材価格は、基準年でございます令和２年の年平均価格と比べまして、肥料、飼料、燃料のいずれも約1.5倍に上昇しており、今後、翌年の春に使用する肥料の価格上昇も見込まれる中、持続的な農業経営には委員御指摘のとおり、生産コストの低減を進める必要があると考えております。

このため、肥料につきましては、土壌診断に基づく化学肥料の適正な施用、窒素肥料に代わる緑肥など、地力増進作物を取り入れた栽培体系の導入、家畜由来の堆肥など、国際情勢に左右されにくい地域資源の活用を推進するとともに、燃料につきましては、低燃費機械の導入等、省エネルギー化を進めてまいりたいと考えております。また、飼料につきましては、飼料分析に基づく適正な飼料の設計、牧草や稲発酵粗飼料などの自給飼料の活用、酒かすなどの食品残渣の利用拡大などに取り組んでまいります。

あわせて、省力化による生産コスト削減に向けましては、農地の集約化、大区画化による作業の効率化をはじめ、直まき栽培などの低コスト、省力技術の普及や、スマート農業技術の推進を図っていくこととしております。

また、スマート農業機械は高価で、導入の負担が大きいことから、機械の共同利用や農業支援サービスの活用などの推進によるコスト低減も促進してまいります。

県では今年度６月補正予算におきまして、農業者が行う化学肥料や燃料コストの低減に向けた取組や、スマート農業機械と、新たな生産方式を一体的に導入する取組への支援措置を講じたところでございまして、その活用を促すとともに、引き続き生産者の経営安定と所得確保に向けた取組を強化してまいります。

岡﨑委員　私も農林水産省のホームページなども見ていたのですが、高岡農林振興センターはかなり頑張っておられるということで、低価格農業への切替えとか、好事例として何件か報告されています。その中には、農薬の肥料を３割減らしたとか、堆肥を少なくすることで効果が出ていますと報告されています。

今、大がかりな話ばかりだったのですけれども、こうした好事例を横展開していくことも必要ではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

山崎農業技術課長　今、委員がおっしゃいましたように、農林振興センターごとに、各経営体の好事例などを把握しており、そういったものを掲載した情報誌みたいなものも各センターで発行しておりまして、各農業者なり、ほかの農林振興センターに情報提供などをしていることもありますし、そういった好事例はいろいろと横展開をして、経営の中に取り入れていただくということが非常に重要かと思いますので、どんどんこれからも進めていきたいと思っております。

岡﨑委員　引き続き、物価高騰は続くと思いますので、ぜひできるところは速やかに、情報発信をするなり、あるいはいろいろな機会を通じて、県としてはやはりこういう考えで、そしてまたこういう事例がありますよということは、御紹介いただきたいなと思います。

奥野委員　私からも先般の大雨被害に対しまして、お見舞いを申し上げ、質問に入りたいと思います。

建設業の人手不足と人材育成ということについて伺いたいと思いますけれども、近年は、毎年、自然災害に対する対応ということに苦労しているなという印象を抱いています。県もそうでありますけれども、市や町なんかでも、通常の公共工事だけではなくて、災害復旧事業に対しても不

調が増加していると聞いています。

建設業の人手不足、それから、当然予算確保の面もあるかとは思いますけれども、そもそもこういう公共事業に関わる建設業者も減少しているのだろうなと推察しています。まずは、こういう建設業者数の推移について、確認したいと思っています。

あと、近年の災害復旧事業箇所が市町村も含めて不調だとよく聞きますけれども、何か現状把握をされていれば、それも併せて聞いておきたいと思います。

吉尾管理課長　土木部発注の公共工事における全体の不調、不落率についてですが、令和６年度は6.9％、令和７年度は７％、今年度は７月末時点で4.2％と推移しておるところでございます。

このうち、災害復旧工事の不調、不落率については、令和６年度は9.3％、令和７年度は22.7％、今年度は７月末時点で7.7％と推移しておりまして、全体の不調、不落率よりも高い傾向にあるところでございます。また、富山県内に主たる営業所を置く事業者のうち、県の建設工事に係る入札参加資格者名簿に登載されています事業者の数の推移を見ますと、令和３、４年度は1,442者、令和５年度、６年度は1,367者、令和７、８年度は1,339者と減少傾向にございます。

奥野委員　今、災害復旧事業に対する不調、不落の割合とか、公共事業に関わる建設業者の数の推移を伺うと、今まで何となく災害復旧の事業も不調、不落が増えているような、建設業者数は減っている気がするなと思っていたものが、近年は顕著に表れているのだなと感じました。

災害が起こると、当然、災害復旧はなるべく早く取りかかりたいというところでありますが、通常の公共工事よりも不調、不落率が高いというのは、本来の思いからすると

逆というか、本当はそっちを先にどんどん手当てしていただきたいところでありますが、課題が大きいなということも感じます。

今までも、予算を確保しようとか、事業の平準化に取り組もうとか、発注効率を上げていこうとか、いろんな取組をしているわけですけれども、そもそも受注してくれる業者が減ってきているのは、大きな問題だなと感じます。

確認しておきたいのが、こうやって不調、不落が、特に災害復旧事業において増えてきたりとか、建設業者数が減っている現状を見て、私は、これからますます中長期的な取組も含めて復旧だったり、未然防止だったりをやっていくことを考えると、今の状況というのは足りていないのではないかと感じてしまうのですけれども、そこら辺の認識はいかがでしょうか。

吉尾管理課長　発注工事の不調が起きる原因といいますのは、地域性ですとか、発注時期、民間工事を含めた手持ち工事の量、また現場特性などによって異なると考えてございます。

また、建設業者数と従事者数につきましても、一律な割合があるわけではなくて、業種や形態により、様々であることから、現状の建設業者数の過不足等について、一概に判断することは難しいのではないかと考えております。

奥野委員　もちろん、一概にどうかというのを今の段階で言いづらいことは分かるのですけれども、こうやって災害が起きてきて、しかも去年の災害復旧事業は、22.7％の不調、不落が出ていると。これは一概には言えないとはいうものの、大変高い率だと思います。だとすれば、今、氷見市や高岡市、それから、小矢部市、県西部を中心に、またたくさんの被害が出ていますけれども、こういうことを考えると、やはり災害復旧事業をきちんと受けてくれる業者をし

っかり確保していかないと、毎年こんなことが起こると、どんどん積み上がってしまいますよね。私は、事業者数と従事者数が必ずしも正比例するとは思いませんけれども、しっかりと確保していかないと駄目だと思います。この建設業に係る人材の育成確保は、もっと強化していかなくてはならないと思っていますが、所見を伺います。

根上建設技術企画課長　建設業は、公共インフラの整備、維持管理の担い手であるとともに、今回のような災害復旧、あるいは除雪などの地域の守り手でございます。このため自然災害が頻発化、激甚化する中、災害復旧、あるいは災害の未然防止を着実に進めていくためには、建設業に関わる人材の育成、確保が喫緊の課題と認識しております。

県では、これまで担い手確保のため、建設企業が行う採用活動、ＩＣＴの活用や県発注工事は全て週休２日とするなど、労働環境改善の取組への支援を行っております。

また、今年度からは、県独自の人材マッチングプラットフォーム、富山マッチングボックスにより、スポットワークを切り口とした建設企業の人材確保を後押ししているところでございます。

さらに今月26日には、富山駅で建設業団体や高校等と連携しまして、将来の建設業を担う中高生などの若者に建設業で働くことの魅力を知ってもらうイベント、ケンセツジョブフェス2026を開催することをしております。富山地方鉄道の高架化工事の現場見学会など、新たな企画も用意しているところでございます。

また、建設企業が行うＩＴ人材の育成や、事業者団体が行う資格取得による技術者のキャリアアップ等の取組への支援などにも取り組んでいるところでございます。

引き続き、県民の安全・安心な暮らしを支える建設業が将来にわたり持続可能となるよう、人材の育成確保に取り

組んでおります。

奥野委員　いろいろな取組をしていただいています。

ただ、今の段階で、いろいろやっているけれども人材確保が十分でない、これは求人の様子とかを見ていても顕著だなと思います。今ちょうど、県では、高校再編の議論もやっているさなかです。人手不足が顕著なのは、建設業だけではありませんけれども、建設業はこういう災害が起きると、県民の安全を担保するには本当に大事な仕事だと思っていまして、こういう高校再編の議論の中でも、建設業に携わる人材をどう育てていくのかというのは、本当はもっと議論してほしいと思っています。

今、この議論は当然教育委員会と有識者会議などが中心になっていますけれども、まずは土木部として、建設人材に携わる人をどう育てるかという観点で、この再編の議論に、どのように現在関わっているのか聞いておきたいと思います。

根上建設技術企画課長　先ほどもお答えいたしました、災害復旧、あるいは除雪などの地域の守り手としまして、建設業に携わる人材の育成、特に高校卒業後に地域の建設業で活躍する人材の育成というのが非常に重要な課題であります。

県では、先ほどもお答えしましたように、高校生に対するようなイベント、ケンセツジョブフェス2026のように魅力発信、あるいは事業団体が行う高校生を対象とする現場見学会の開催を支援するなど、事業団体と連携し、高校への建設業の役割、仕事魅力の発信に取り組んでいるところでございます。

高校の再編等の関係ということでございます。

土木部としても、「新時代とやまハイスクール構想」の検討において開催されました「職業系専門学科の将来像に

関する意見交換会」に参加しております。また、「国の高校教育改革に関する基本方針、グランドデザインを踏まえた高校教育改革実行計画」の検討会に、ワーキンググループの構成員として参加しているところでございます。

奥野委員　そういうところで、もっと地元で活躍してくれる人材をどう育てていくのか、議論が深まればいいなと思っています。ぜひとも土木部からもいろんな意見とか、今ほどおっしゃったような建設業、県内関係団体とか、業界の実情を踏まえて、もっとこの議論をコミットしてほしいと思っています。

余談ですけれども、先般、建設業協会からは高卒人材の採用が全然できないという話を聞いていますけれども、一方で、職業系の私立高校に聞くと、800人ぐらいの求人が来ると。でも卒業生はそんなにいないから、もう絶対に供給できないという話も聞いています。その800人は当然全てが建設業ではありませんけれども、高卒人材を求めている県内企業からは、それだけ求人が来ていることも聞いています。

ですので、こういう県立高校の役割は、地元を支える人材をどう育てていくのかというのが最大の使命だと思っていますけれども、そこに一番コミットするのは皆さんの担当の部局だと思っていますので、ぜひ今後、一層積極的に関与していただきたいということを申し添えて、終わりたいと思います。

武田委員　私からも、氷見市、そして伏木地区の豪雨災害に見舞われました皆様方に、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

過日から、砺波土木センター等へ、利賀村地内の国道アスファルト補修、またオーバーレイの要望に上がってきたわけでありますが、所長の答えは、県内にたくさんの箇所

がありますよということをおっしゃったので、うなだれて後にしてきたわけであります。

今日補正の箇所付けを見せていただきました。中に利賀村草嶺地内があったのですが、要望箇所は草嶺ではなくて、坂上地内でした。坂上地内が入っているのか、澤課長にお聞きします。また、昨日、中央要望へ行ってまいりました。安達委員も一緒に行ってきたのですが、上田英俊国土交通政務官、そして橘、野上国会議員のお部屋にもお邪魔して、要望書を手渡してまいったわけであります。

中身としては、事業量の確保であって、この物価高において事業量が少なくなってきているということで、予算面を中心に要望に上がったわけであります。それは富山県建設業協会砺波支部の役員の皆様方としっかりと要望してきたわけでありますが、こういうやり方もあるのかなということであります。特に利賀でありますと、今、国の利賀ダムの工事が始まっていて、道路を使うのは国の工事に関係する重機であったり、ダンプであったりということであって、重機やダンプがたくさん通るので、道路も傷んできているという理屈になるわけです。

受注をされている大手ゼネコンもクラックが入るとか、ひびが入っているところを、補修していただいているということも聞いています。

そして、できれば県から国に対して国の事業でかなり県道が傷んでいるので、国からも予算を出してくれないかということを少し申し上げてほしいと思うわけであります。なかなかアスファルトとか白線とかは、県単でしなければいけないということも聞いておりますので、そういったことについてまたお願いしたいと思います。

それで、先ほどの箇所づけですが、澤道路課長、分かりますでしょうか。

澤道路課長　申し訳ございません。細かい箇所表を手元に持ってきておりませんので、また改めて確認させていただければと思います。

武田委員　ありがとうございます。

８月27日からの大雨を受けた氷見市、そして伏木地区で冠水被害が発生したということであって、過日の千葉県を見ているような、上空からの姿を見せていただいて、これは大変なことになっているぞということで、朝８時前から光澤副委員長と各自治会の会長さん方と一緒に見せていただきました。

被災された方々、被害に遭った方々は、光澤副委員長に何とかお願いしますということで、本当に懇願されている姿を見て、それこそこの委員会の大きな役割をすごく感じさせていただきましたし、県議会としても何とか国にも要望する、そして、当局にもお力をいただく決意を新たにしてきたわけであります。

とにかく大きな上庄川であったり、余川が溢水をしたり、護岸が決壊するということではなくて、本当に純粋に降り注いだというか、雨が水田を覆い尽くしたということであります。この水田を覆い尽くした原因というのは、用水路が雨を飲み込むことができなかったのだろうと思います。そして、私が見に行ったときにはもう湖で、向こうにも行けないようになっていて、本当に農業者の方も、大変つらい思いをしておられる姿を見たということであります。

私が思うに、この用水路を何とか大きくできないものかということ、もっと飲み込めるようにしてほしいということであったり、今、改修中の泉川も本当に濁流に飲み込まれていて、矢板も打ってあったのですが、整備も早く何とかしていただければということも思ったわけであります。

今回、本当に甚大な被害が出ましたが、この冠水さえな

ければ、もうちょっと被害が少なかったのかなと思ったわけでありますが、河川の改修であったり、排水機能の強化に、今後どのように取り組むのか、若林河川課長と椙本都市計画課長に、それぞれお答えをお願いします。

若林河川課長　私からは、今回氾濫いたしました氷見市内の県の管理河川の対応につきましてお答えいたします。

今回の大雨では、線状降水帯によりまして、氷見市では、１時間当たりの最大降雨量が76.5ミリ、それから12時間雨量では317ミリを観測するなど、24時間、72時間も併せまして、いずれも観測史上最大の降雨量を記録したところでございます。

この大雨によりまして、氷見市内では県が管理する９河川で氾濫が発生しました。それで、多くの住宅の床上、床下浸水、それから道路や農地の冠水が発生したところでございます。

このため県といたしましては、まずはこれら９河川に関しまして、当時の降雨量、河川水位のデータ、浸水状況のほか、排水施設等の稼働状況、関連します用水路の流下の状況などの浸水状況の調査を早急に実施いたします。

今後の必要な対策につきましては、この調査結果の検証を踏まえる必要があると考えておりまして、具体的な対策につきましては、これから検討することとなりますが、国や氷見市と連携しながら効果的な対策につきまして検討してまいります。

椙本都市計画課課長　私からは内水による被害の対応について、お答えさせていただきます。

今回の豪雨は河川氾濫のほか、地域におけます排水能力を大きく上回る雨量でございましたことから、周囲よりも標高の低いところ、水の集まりやすい場所に大量の雨水が短時間に流れ込んだというものでございます。

今回の被害の状況の検証につきまして、河川氾濫によるものは、今ほど河川課長がお答えしたとおりですけれども、内水被害につきましては、今後、被災市において、要因の分析などが行われるものと承知しております。これに当たりまして、県としても国などの関係機関と連携して協力してまいります。

また、排水機能の強化をはじめとします対策につきましては、内水対策に有効な河川改修はこれまでも進めてきております。このほか、雨水の排水施設、あるいは貯留施設などのハード対策、内水ハザードマップのソフト対策など、こうしたこともこれまで国の支援メニューを活用したり、技術的な助言を行ったりというようなことで、市町村と連携して流域治水の推進という形で取り組んできたところでございます。

今後の取組としましては、同様の被害が千葉県をはじめ、全国各地で相次いで発生しております。国の動向にも十分注視しながら、今回の本県における被害の要因も踏まえ、引き続き市町村と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

武田委員　住民の不安は非常に高ぶっていると思います。いち早く、地元説明であったり、今おっしゃったようなことも伝えていただいて、光澤副委員長も頑張っておられますので、ぜひ早い対応でお願いしたいと思います。

今回、堂故先生のお宅も土砂災害に遭われ、大きな木もお宅にどんと突き刺さるような形であったということであります。業者のほうも木を切っていただいたり、除去していただいたりということであります。「堂故先生、大変でしたね」と、先ほどお電話もしました。マスコミも報道もあまりないわけでありますが、「うちはいいのだよ、とにかく、ほかの被害に遭われた方を優先的に何とかしてあげ

てほしい」ということを一生懸命私に伝えていただきました。

やはり山林や土地改良区の会長をしておられて、そういった立場の者が、クローズアップされるわけにはいかないということもおっしゃったので、さすがだなと感じたわけであります。

皆さんに、画像でお送りしてあるのを少し見ていただきたいのですが、委員長、お許しをいただけますか。

庄司委員長　はい、認めます。

武田委員　今回、この急傾斜地指定の数年前に、県により設置していただいた防護柵のくいといいましょうか、基礎部分が崩落をして、この石垣――玉垣というものが崩れてしまったということです。これが2021年から多分始まった事業で、防護柵の設置を砂防課でやっていただいたと思います。

それで、延長が長いものですから、２工区、３工区ぐらいに分かれてやられたのですか。実を言うと、砂防議連で一度見に行っているところです。危ないため、未然に防がなければいけないということで、視察に行ったところです。この視察時期がいつだったか、私も忘れたのですが、視察に行かせていただいたおかげで、土木部も動いていただいたのかなと思っています。

何が問題かと言うと、急傾斜地として行うのは県の責任だからということで、この防護柵を設置していただいたということです。

この玉垣は、どうも聞くところによりますと、民間のものであり、そこに通っている道路が私道であるということであります。よく部局横断とか、壁を乗り越えてとかいうお話もあるので、そのとき、民間の地権者に相談をして、もしうまくやっていれば、お金はかかるかもしれないけれ

ども、そこの延長部分をコンクリート擁壁にして建てた場合、こういったことは起こらなかったのではないかと。世の中にたくさんあるのだろうと思っていますが、そういった考え方、取組をやってほしかったなと思うわけでありまして、また同じことを行うと、同じような状況になりかねないことでありますので、今後、この部分に対して、抜本的にどのように補修していくのか、松本砂防課長にお伺いいたします。

松本砂防課長　氷見市園地内に設置してあります崩壊土砂防護柵につきましては、委員から御紹介いただきましたとおり、平成27年から園３地区急傾斜地崩壊対策事業により整備を進めており、この崩壊土砂防護柵につきましては、令和３年から５年に設置したものでございます。委員におかれましては、御紹介ありましたとおり、令和６年10月に御視察いただいているところでございます。

当該の施設の設置に当たり、現地調査をしまして、まず指摘の崩れました石垣の健全な状況を確認した上で、支持地盤の位置を設定しまして、くいの根入れの設計を行っていたところでございます。

今般の氷見市におきましては、８月26日の夜から雨が降り始めまして、先ほども答弁でございましたけれども、12時間317ミリといって、観測史上最大の雨量を観測しておりまして、この雨に伴います出水で、今回くいの根入れ部分の斜面でありますとか、石垣が崩落したものと、現在は推測しているところでございます。

県としましては、早急に崩落しました石垣の撤去と崩壊土砂防護柵の基礎部分が流出しないように、応急的に土のう等を設置する考えでございます。また、今後、地元と協議しまして、崩壊土砂防護柵の必要な根入れを確保するための石垣に代わる擁壁等の復旧を実施してまいりたいと思

っております。

武田委員　今回、結果的には、二度手間になるような災害に結びついてしまったわけです。だから、その前から、今おっしゃったように、いろんなところと協議しながらやっていただければよかったのかなと思いますので、ぜひ全力を挙げてやっていただければと思います。

次に、米の種類や品質についてであります。報道によると、氷見市の水田の４分の１が駄目になったというか、水につかってしまったということでありました。

よく半分ぐらい水につかっている場面は見たことはあるのですが、あのように全部つかってしまったというのは、私も初めてかなと思っています。

それで、水がつかってしまった稲について、これからどうするのか、全国的にそのような米をどのように使うのか、それとも全損にするのかということが、分かっていなかったので、今回、教えていただきたいと思っています。どういう状況なら、まだ刈取りができて、乾かせば刈取りができてとか、これなら初めからもうなにもできないということであったり、もし刈取りができても、肥料米に使えるのかどうなのかということも、教えていただきたいです。

視察をしているときに、刈り取った後の米がフレコンに入れてあって、倉庫に保管してあったそうです。そこに水がついて、そのフレコンから染み出た水が米についてしまったと。これは保険適用にならず、大変悩んでおられたことをおっしゃったので、その対応についてもお聞きします。

それと、今回のこの大雨における米の収量の見込みと、またその影響、そして品質や食味についてどのように予想をされておられるのか、林農産食品課長に見解をお聞きいたします。

林農産食品課長　まず今ほど武田委員からお話のありました、

米が水につかった状態であれば圃場、それから稲が乾けば刈取りは可能だと思っております。今現在、そういう旨で振興センターとＪＡ含めて対応に当たっているところでありまして、できるだけ農作物がきちんと収穫されることが望ましいと考えております。

それから、倉庫の中で米が、実際に浸水したという話がありますけれども、農業団体において、ＪＡなどが所有する施設、例えばカントリーエレベーターなどの施設について、被災したものについては、ＪＡグループで実際に保険制度がありますので、そういったところで対応されるのではないかなと思っておりますけれども、個々のところで、浸水したものについては処分するしかないという状況だと思っています。

今回の収量、品質、食味といったような状況でありますけれども、収量については、国の公表値が今、県全体では一応出ております。それが８月31日に公表されておりまして、昨年、近年に比べてやや上回るとされています。それはあくまでも、８月15日現在でありますので、当然のことながら、今の豪雨災害、特に氷見市において、被災を受けているような状況とかは、全く加味されていないような状況であります。

このままの状態が続けば、収量、品質、食味が当然低下することが懸念されます。氷見市では、今、水稲面積1,600ヘクタール、約３割に当たる500ヘクタールが冠水していると聞いております。少しでも収量、品質、食味が低下しないように、特に安全面にも配慮しながら、収穫がきちんとできるように、指導してまいりたいと考えております。

それから、私も９月１日に現地を訪れて、被災地区の状況を目の当たりにしております。今後、米だけではなくて、

農産食品課では園芸作物も抱えております。白ネギやワインブドウもありますので、どのような対応ができるのか、しっかりと考えていきたいと思っております。

武田委員　ぜひまたしっかりと安心して、また次へ次へと進めるようにお願いしたいと思います。

光澤委員　私からも先月の27日からの大雨により、県内では特に私の地元氷見市、そしてお隣の高岡市、伏木などで甚大な被害が発生しました。被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。あわせて、被災直後から復旧に取り組んでいただいている関係の皆様に厚く御礼を申し上げます。特に、当委員会が所管する農林水産部、土木部の皆様方には、大雨が降っている間から、被災直後の応急復旧も含めて、迅速に御対応いただいており、重ねて御礼を申し上げます。

当局の皆様方におかれましては、被災された皆様が一日も早く元の生活に戻れるよう、復旧に向けて御尽力賜りますよう、お願いを申し上げまして、私の質問に入りたいと思います。

先ほどから先輩方も豪雨に関してたくさん御質問いただきましたけれども、今まさに、被害がまだまだ、確認できていないところもたくさんある状況でございますので、またどんな課題があるかとか、これからの防災、減災、復旧のことについては、一旦整理をして、９月の定例会の中で質問なりさせていただきたいと思っております。

今日は２問だけ質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まずは、大雨による農作物の被害についての対応について伺います。

氷見市では、今回の大雨により、水稲や野菜をはじめとする農作物に冠水や倒伏等の被害が発生し、私のところに

も多くの農業者の皆様方から不安の声が寄せられています。

県では、農林水産業者に対する復旧に向けた支援として、相談窓口の設置や農業分野の技術対策等の支援を既に実施をしていただいておりますが、今後も継続的に様々な相談や要望が出てくるものと想定されます。市民の方が相談しやすい環境をつくり、きめ細やかな支援を継続的に実施するためには、先ほど池田課長の答弁にもありましたが、氷見市の場合では、今年５月に開設された高岡農林振興センター、氷見サテライトデスクの活用も有効ではないかと考えます。

県として被害状況をどのように把握し、農作物の被害軽減や営農継続に向けて、被災した農業者をどのように支援していくのか、山崎農業技術課長に伺います。

山崎農業技術課長　農作物被害につきましては、現在も調査を継続しておりますが、先ほども報告がありましたとおり、９月３日の13時時点で、氷見市では河川の氾濫などにより収穫を間近に控えた水稲などで、冠水被害が計512ヘクタール発生しているほか、ワイン用ブドウなどでは、のり面の崩壊による木の倒伏なども報告されております。引き続き、市や関係機関と連携いたしまして、被害状況の把握を進めてまいります。

県では、大雨に備えまして、８月26日に技術情報を発出するとともに、大雨の後の28日及び31日には、冠水した水稲の収穫時の注意点などをまとめた技術情報を発出、周知しております。

今後も被害実態を踏まえまして、必要な技術情報を速やかに提供し、被害の拡大防止に努めてまいります。

また、被災された農業者への相談体制を強化するため、先ほど副委員長からも御紹介いただきましたが、本年５月に氷見市庁舎内に開設いたしました高岡農林振興センター

のサテライトデスクにおきまして、当面の間、職員の駐在を通常週２日のところ、現在、平日は毎日、週５日間に相談対応を拡充しているところでございます。市内に相談拠点を設けることで、被災された農業者からの相談や要望に、迅速に対応するとともに、現地確認や技術的な助言など、よりきめ細やかな支援を行っているところでございます。

今後は、被害の実態を踏まえまして、活用可能な支援制度の周知を図るとともに、市や関係機関と連携しながら、被害の軽減や営農継続に向けた相談や技術支援、そして、セーフティネット資金や施設、機械の復旧支援事業の特例措置の発動について、国へ要望するとともに、必要な予算措置を検討するなど、被災された農業者に寄り添った支援に取り組んでまいります。

光澤委員　今ほどありましたように、大変大きな被害でございましたし、私のところにも本当にいろいろな相談、分からないようなこともたくさん来ています。

今まだ地元では、区長さん方が、大変に走り回って、自分の在所の被害箇所を本当にきめ細やかにまとめて、私に持ってきたりしてくれるのですけれども、そういった意味で、土木部は氷見事務所がありますので、区長さん方も足しげく通って報告している中で、農業は農林振興センターだと物理的に遠くて、特に今回、山間部の集落で大変大きな被害が出ているので、いろいろな復旧作業をしながらの中で高岡市まで移動するのは、結構厳しいということで、サテライトデスクを５日にしていただいていることは、大変ありがたいと思っております。

また氷見市は、皆さん、市のＬＩＮＥで情報を取っているので、氷見市のＬＩＮＥでも情報を流していただくとか、周知いただければもうちょっと利用しやすくなるのかなと思いますので、よろしくお願いします。また、細かいとこ

ろはこれから相談させていただいて、復旧に向けて一緒に頑張っていきたいと思います。

そして次に、国営総合かんがい排水事業「氷見地区」の推進について伺います。

国営事業氷見地区については、先月31日の令和９年度概算要求において、事業着手地区とされました。関係の皆様に感謝申し上げます。

今日の新聞にも載っておりましたけれども、国営総合かんがい排水事業「氷見地区」により造成された十二町潟排水機場は、先月の27日からの線状降水帯による豪雨の間も、フル稼働していたものの、27日の早朝には水槽があふれるまで50センチ程度ということになりまして、排水が追いつかず、そして、電気室に水が入りそうな状況になったと伺っております。

あわせて、その対応ということも踏まえまして、国土交通省と農林水産省のポンプを18台追加して、強制排水することになったこともお聞きをしているところでございます。現在、既に全体実施設計に着手されておりますが、今回の対応を踏まえた検討と、事業の推進、これを我が会派からも、昨日の知事に対する緊急要望の項目の一つとして求めているところでございます。

事業の早期着工はもちろんでありますが、排水能力のさらなる強化、そしてこの受配電設備等の高所化について、この豪雨を踏まえた検討が必要ではないかと考えます。國分農村整備課長に所見を伺います。

國分農村整備課長　８月27日からの線状降水帯によります豪雨におきまして、氷見市では、降り始めから12時間の降水量というのが、観測史上最大となります317ミリを記録したところでございます。氷見市の地域の農地の排水を処理します十二町潟排水機場では、こちらの機場の計画基準雨

量としましては、１日当たり141ミリを排水するものになっておりますけれども、これを大幅に超えるような雨量があったということで、この十二町潟排水機場には、４機ある常設ポンプをフル稼働しても排水が追いつかなかったということと、先ほど委員からも御指摘ありましたけれども、電気設備への浸水の被害が懸念されたことがございまして、国土交通省及び農林水産省の合計３台の排水ポンプ車、仮設ポンプとして合計18台を設置し、最大で１分間当たり90トンの排水ができるようなもので、強制排水を行ったところでございます。

今週初めの８月31日に、農林水産省の令和９年度概算要求におきまして、着手地区として位置づけられました国営氷見地区では、本年度、十二町潟排水機場の整備に向けました全体実施設計を進められているところでございます。その中では、既設ポンプの長寿命化対策、さらにはポンプの増設による集中豪雨への対応、さらには建屋の耐震対策、非常用発電機の設置等の整備が事業着工後に迅速に施工できるように、検討がなされているところでございます。

こうした中で、今回の豪雨を踏まえた整備の再検討は行っていく必要があると考えておりまして、本事業では排水能力の増強として、今回18台設置しました排水ポンプよりも、多くの排出処理ができる常設ポンプを１基増設する計画になっており、さらには、浸水対策としまして、管理棟の電気設備の高所化、防水扉の設置なども、今、検討されていると聞いております。

加えまして、今回の豪雨災害の際には排水ポンプ車を３台入れたのですけれども、その中で、場内に設置するのがなかなか難しかったということがございますので、排水ポンプ車の配備がしやすいような場内整備を検討したり、あとは、排水状況の正確な情報発信も重要と考えており、ソ

フトの対策も検討が必要ということで、施設の整備と併せまして、地元や改良区などの関係者と調整していきたいと思っております。

今回の豪雨によりまして、令和９年度からの確実な事業着工に向けた地元の機運というのが非常に高まっていると考えております。県としましては、氷見市や土地改良区等と連携し、柔軟な対応を国に強く働きかけてまいりたいと思っております。

光澤委員　再検討をしっかりやっていくということで、ポンプの話も今お聞きしたところであれば、１台増設して、かなり向上するのだろうと思っています。総事業費は、今、120億円になっていますけれども、この見直しも含めて、必要であれば増額みたいなことも、この豪雨を機にやっていく必要があるのであれば、また我々も地元の機運をしっかり高めて、地元の関係の皆さんとしっかりやっていきたいと思っておりますので、また一緒にこの十二町地区を守るために排水機場の推進をしっかり一緒にやっていきたいと思います。

庄司委員長　ほかにありませんか。――ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

２　陳情の審査

庄司委員長　次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておりませんので、御了承願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。――ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。